平成２２年（フ）第２５４号
群馬県太田市内ケ島町331番地　ガーデンハウス飯田Ａ―102号
債務者　落合マコトこと　オチアイ　マコト　ウンベルト
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２６２号
群馬県邑楽郡大泉町富士２丁目10番７号
債務者　鍋島忠男こと　ナベシマ　ミルトン　タダオ
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２６３号
群馬県邑楽郡大泉町富士２丁目10番７号
債務者　鍋島マダレナこと　ナベシマ　マダレナ　ダ　シルバ
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１０７号
新潟県新発田市本町３丁目６番14号
債務者　本間　春男
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１０３号
新潟県妙高市栗原４丁目２番26号　ハイツアーバ３号室
債務者　荻谷　一弥
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１０４号
新潟県糸魚川市大字能生1835番地25
債務者　竹内いち子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第５５号
兵庫県丹波市青垣町佐治344番地　市営住宅新川町団地511―４号
債務者　谷口　明久
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
兵庫県丹波市青垣町佐治344番地　市営住宅新川町団地511―４号
債務者　谷口　智己
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
兵庫県加東市藤田58番地
債務者　前田美喜子（旧姓谷河）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１１７号
兵庫県多可郡多可町八千代区中野間1105番地１
債務者　繁田　千佳
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第３１９号
香川県高松市円座町167番地５　エルディム円座104号室
債務者　山﨑やす子（旧姓溝渕・本原）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３４２号
香川県木田郡三木町大字池戸3210番地４
債務者　稲井　伸二
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３７５号
香川県高松市木太町1402番地
債務者　濱川とみ子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４０８号
香川県さぬき市造田是弘722番地５
債務者　山下　輝美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４１８号
香川県高松市西宝町１丁目７番13市営住宅西宝町Ａ団地２棟401号
債務者　鎌倉　律子（旧姓寺地）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４２８号
香川県東かがわ市松原1654番地３
債務者　小竹　昌之
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８３号
鹿児島県指宿市山川成川2512番地
債務者　森岡　和人
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第４５７号
沖縄県糸満市字真栄里1860番地の１　県営真栄里団地４棟106号
債務者　浦崎　直利
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで　那覇地方裁判所民事第３部